

京都精華大学海外留学規程

1994年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、「京都精華大学学則」および「京都精華大学大学院学則」に基づき、京都精華大学(以下「本学」という。)に在籍する学生の認定留学および交換留学について必要な事項を定めることを目的とする。

(留学の定義)

第2条 この規程でいう「留学」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 研究または修学の必要から本学の許可を得て、外国の大学またはそれに相当する高等教育機関および研究機関(以下「外国の大学等」という。)で半年以上にわたり研究に従事し、または正規の授業を受けるとき
 - (2) 本学と外国の大学等との大学間協定に基づき、本学の許可を得て留学するとき
- 2 前項第1号により留学する学生を認定留学生といい、第2号により留学する学生を交換留学生という。
- 3 本学で開講する授業科目を海外で実施した場合、この規程でいう「留学」には含めない。
- 4 休学による個人留学は、この規程でいう「留学」には含めない。

(留学の対象大学)

第3条 学生が留学できる外国の大学等は、次の各号のいずれかに該当するもの、かつ、留学先において在籍する外国との大学等の教育課程は、本学において所属する学部および研究科と同等のものでなければならない。

- (1) 本学と外国の大学との大学間協定を結んだ大学
- (2) 学長が認定した正規の高等教育機関で、学位の授与権を有するもの
- (3) 学長が前号に準ずるものとして認定した高等教育機関および研究機関

(留学の資格)

第4条 この規程の適用を受けて留学することのできる学生は、次の資格を満たす者でなければならない。

- (1) 学部生においては、本学に1年以上在学し、かつ、在学1か年につき学部で定められた以上の単位を修得した者または留学を開始するまでに修得見込みの者、および大学院生においては、在籍する課程に半年以上在学し、かつ、研究科で定められた以上の単位を修得した者または留学を開始するまでに修得見込みの者
- (2) 所属する学部長または研究科長の課す選考に合格した者
- (3) 留学先での研究または授業履修に十分な語学力を有する者

(留学の手続)

第5条 留学を希望する者は、留学する2か月前までに、次の書類を所属する学部長または研究科長に提出しなければならない。

- (1) 留学願(所定様式)
- (2) 留学予定大学の受入れ許可書
- (3) 留学予定大学の履修要項・講義要項またはこれに準ずるもの
- (4) 成績証明書
- (5) 保証人の同意書(所定様式)
- (6) その他、所属する学部長または研究科長が必要と認めるもの

(留学の許可)

第6条 留学は、当該学部教授会または研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(留学の期間)

第7条 留学は、原則として1年以内とする。ただし、教育上特に必要と認められる場合は、願い出によりその期間を最高2年まで延長することができる。

2 留学の期間は、在籍年数に算入する。そのうち1年までは修業年数に算入できる。

(留学出発届)

第8条 留学のための出発に際しては、留学出発届を所属する学部長または研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

(留学の取消し)

第9条 留学を許可されたものが次のいずれかに該当する場合は、学長は、その許可を取消することができる。

- (1) 留学先での修学状況が著しく不良であると認められるとき

- (2) 留学願の内容が、届け出なく変更されているとき
- (3) その他、本学の学生としての本分に反すると認められる行為があったとき

(留学終了の手続)

第 10 条 留学を終了して帰国した者は、帰国後 1 か月以内に留学終了届(所定様式)と、留学先大学等発行の成績証明書またはそれに準ずる報告書を所属する学部長または研究科長に提出しなければならない。

(修得単位の取扱い)

第 11 条 留学期間中に留学先大学において修得した単位は、学部生においては 30 単位を超えない範囲で、大学院生においては 10 単位を超えない範囲で本学で修得した単位として認定することができる。

2 単位の認定を願い出る場合は、次の書類を所属する学部長または研究科長に提出しなければならない。

(1) 単位認定願(所定様式)

(2) 留学先大学等の履修科目の時間数および単位数を証明する書類

(3) その他、所属する学部長または研究科長が指示する書類

3 単位の認定は、留学した学生の所属する学部教授会または研究科委員会において行う。

(履修の継続)

第 12 条 留学前に履修中の科目で、留学の前に履修保留の願い出を提出済の授業科目については、帰国後継続して履修することを認める。

2 継続履修は、別に定める「継続履修に関する運用基準」により、これを行う。

(留学中の学費)

第 13 条 この規程の適用を受けて留学する学生は、留学中所定の学費全額を本学に納入しなければならない。

2 留学先大学等の学費は、自己負担とする。ただし、外国の大学等との大学間協定に基づく協定校に交換派遣する場合は、大学間協定に基づくものとする。

(所轄部署)

第 14 条 この規程に関する事務の所轄部署は、教学グループが担当する。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

1 1994 年 4 月 1 日改定・施行

2 2000 年 3 月 26 日改定・施行

3 2003 年 5 月 26 日改定・施行

4 2012 年 5 月 26 日改定・施行

5 2017 年 3 月 27 日に改定し、2017 年 4 月 1 日から施行する。